

総括

東海大学文理融合学部経営学科教授

濱田 健司

本セミナーを振り返ると共に、今後期待される農福連携の主体について提示する。

農福連携の主な主体は、大きく①農福連携の「実施主体」、②農業活動の「取組み主体」、③農福連携の「中間支援主体」に分かれる。

〈これまで〉

これまでの後者における主体について整理すると、農福連携の「実施主体」（＝福祉に関する事業、農業生産に関する事業等を運営する「運

を支援するセルフ・振興センター等の全国段階・都道府県段階の団体、J Aグループ、農業公社などの中間支援組織に分かれる。

つまり、障害者の農福連携に関する障害福祉サービス事業および農業生産事業を行う、障害福祉サービス事業所×農業者×障害者による、農業と福祉を連携させる人と組織が主体といえる。

〈これから〉

これから期待される「実施主体」「取組み主体」「中間支援主体」は次のようになる。

「実施主体」としては、これまでの障害福祉サービス事業に加え、さらに介護保険事業、生活困窮者自立支援事業、大学・専修学校・専門学校・特別支援学校・普通学校（農業高校等）・幼稚園・保育園等の教育・保育にかかる事業、ひきこもり支援事業、更生保護事業などでの農業活動の取組みが期待される。これらはこれか

営主体）は、主として障害福祉サービス事業を運営する社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人・株式会社等、そして農業生産事業を運営する農家・農業法人等の2つに分かれる。農業活動の「取組み主体」は、主に障害者である。農福連携の「中間支援主体」とは、「実施主体」と「取組み主体」を支援するものであり、農福連携の普及・意識啓発、農産物等の販売、人材の育成・派遣、農作業受委託や雇用等にかかるマッチングなどを行う障害福祉サービス事業所

ら期待される次の「取組み主体」を対象者とした事業といえる。

「取組み主体」としては、高齢者、生活困窮者、障害児、ひきこもり、元受刑者、子どもなどのいわゆる「キョードー者」、つまり「福」の広がり期待される。一般に「社会的弱者」「社会的に不利な立場にある人々」などと言われる人々であるが、こうした人々が福祉サービスを受けながら農業生産や食料提供等を通じて地域および社会に貢献する、したがって共に助け合い支え合う関係であることから「キョードーする人々（＝者）」といえる。^(*)

「中間支援主体」としては、農福連携推進協議会、農福連携コンソーシアムなどの国段階、地域段階、分野別、分野横断のさまざまな農福連携を広め発展させていくための中間支援団体による参画が期待される。

(*) 濱田健司「農の福祉力で地域が輝く」創森社126-127頁

〈さらに期待される主体〉

さらに期待される主体としては「川上から川下までの主体」がある。

まず一つは、農福商工連携にかかる農業者・福祉関係者以外の工業分野、商業分野の「企業等」による参画が考えられる。例えば、地域の食品加工業者、都市の小売企業などが挙げられる。(1)農福連携により生産した農産物の加工、(2)農産物や加工した食品等の購入と販売、(3)農産物や加工食品の外食産業での利用、(4)物流などがある。つまり、農福連携により生産された農産物および加工食品等を利用する、購入することなどを通じて参画するということである。農福連携にとって、生産物の加工、販売、物流等は極めて重要なことである。企業等が恒常的に農産物や加工食品等を購入したり、消費者への販売に協力することは大きな意味を持つ。それは生産物が社会の商品として役立つことが、

者が農産物や加工食品等を購入することである。そしてボランティアとして、農福連携のために現場でさまざまな作業をキョードー者やキョードー者を支援するスタッフ等と一緒に参加するということがある。

農業生産という川上で、物理的な距離があり、直接かつ恒常的な農福連携の関わりがなかなか持てない川下の人・組織であっても、いろいろな関係の中で農福連携と関わり、農福連携を支えたり、一緒に参画・参加することも可能である。

農福連携を維持し、広め、発展させていくためには、より多様な数多くの人・組織（＝新たな主体）が農福連携に関係できることが重要となる。またこの新たな人の主体にとっても農福連携を通じた、新しいやりがい・生きがい・ケア・レクリエーション・学びなどの機会、新たな組織の主体にとっても新しいマーケット、事

農福連携の継続および発展に結びつくからである。同時に、障害者等のキョードー者の社会参画、賃金向上、共生社会の実現にも繋がるためである。

そして企業等が生産物に関わるだけでなく、農福連携にボランティアで貢献するということが可能である。例えば、(1)企業等で培った生産や販売や広報などのノウハウを障害福祉サービス事業所や農業者のために提供する（プロボノ等）、(2)あるいは農福連携の現場での作業員の一人として企業法人のメンバーあるいは私的個人として参加する。

このほか企業等の福利厚生の一環として、職員の農地等での作業体験を行う。企業等は福利厚生として、障害福祉サービス事業所や農業者へ報酬を支払い、職員のメンタルケアや健康増進に役立てることが考えられる。

もう一つは、消費者による参加である。消費

業領域、福利厚生、社会貢献、SDGsなどの機会になる。

農福連携に関係する多様な数多くの主体が登場することは、農福連携にとっても、関係するそれぞれの主体にとってもHAPPY—HAPPYになるものである。